

令和4年3月29日
令和4年7月19日一部改訂

内閣府地方創生推進室
デジタル庁

令和3年度補正予算
デジタル田園都市国家構想推進交付金
(デジタル実装タイプ TYPE2/3) の取扱いについて

I. 基本的な考え方

1. デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE2/3)(以下「本交付金」という。)は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)第3章Ⅲ. 1. (2)「地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」」において、「デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するための交付金を大規模に展開し、テレワーク、ドローン宅配、自動運転等の更なる推進を図り、デジタルイノベーションを地方から実装」とすることと明記されたことを踏まえ、意欲ある地域によるデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を支援し、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現することにより、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献することを目的とする。

具体的には、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード/ソフト経費を国が交付金により支援する。

2. デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けては、地方公共団体がオープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービスの連携にも取り組むこと(かつ、サービスの一部を令和4年度の極力早期に実現できるものが望ましい)が必要であり、本交付金の対象となる事業については、デジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画(以下「デジタル実装タイプ TYPE2/3 実施計画」という。)を策定するとともに、具体的な重要業績評価指標(以下「KPI」という。)を設定する必要がある。また、KPIの進捗状況について国への報告を行う。

II. 予算額、補助率

予算額：200億円の内数(国費ベース)

補助率：TYPE2は1/2、TYPE3は2/3(後掲)

III. 支援対象等

1. 対象者

地方公共団体

(都道府県、市町村(特別区を含む。)又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合)

2. 対象事業(申請要件)

以下の①～⑥(ただし、⑥はデジタル実装タイプ TYPE3 の場合のみ)の要件を満たすものを対象事業とする。

① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること

- 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年にわたって計測するためのKPIを設定していること。

② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること

- 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること。

③ デジタル原則への準拠及び共助条件(技術実証ではなく、生活への実装を目指すものであって、一過性ではなく継続的に取り組み、将来的には全国展開を志向するものであること)の充足のための取組方針を実施計画に明示していること

④ パブリッククラウド上のオープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス提供事業者が同基盤上でサービス提供するものであること

⑤ Well-Beingに係る指標について、準備ができた段階で指標を測定し、結果の常時公表を行うものであること

⑥ 早期のサービス実装をするものであること

- 令和4年10月末までにサービス(の一部)の提供を開始するものであること。
- なお、令和4年10月末までの提供開始が一部のサービスに止まる場合、今回の交付金対象事業とするサービスについては、全て令和4年度中に、何らかの形で開始するものであること。

3. 申請上限数、補助率及び交付上限額

① 申請上限数

都道府県：9事業

市町村：5事業

- 上記はデジタル実装タイプ TYPE1、TYPE2、TYPE3 を含めたデジタル実装タイプ全体での申請上限数を指す。

- 広域連携事業の場合は、連携する地方公共団体それぞれにおいて1事業としてカウントされ、上記のそれぞれの申請上限数の枠内で申請可能。

② 補助率及び交付上限額

種別	補助率	交付上限額
TYPE2	1/2	1事業あたり国費2億円（事業費ベース4億円）
TYPE3	2/3	1事業あたり国費6億円（事業費ベース9億円）

4. 評価の視点

【事業性審査】

(1) 地域への効果

<基礎項目>

① 目指す将来像及び課題設定の適切性

- 事業の実施により地域の課題解決や魅力向上が実現される見込みが十分にあるか。

② KPI 設定の適切性

- 事業の成果を複数年にわたって計測するための KPI として、各サービスそれぞれにおいて、適切なアウトカム、アウトプット KPI がそれぞれ1つ以上設定されているか。
- それぞれの KPI の設定にあたって、以下の視点に留意しているか。
 - ✓ 「客観的な成果」を表す指標であること
 - ✓ 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること
 - ✓ 「妥当な水準」の目標が定められていること

(2) 実施計画の適切性

<基礎項目>

① 実装計画の適切性

- 事業実施のプロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か。
- 過大な事業費が計上されておらず、十分な費用対効果が見込まれるか。

② 運営計画の適切性

- 交付対象事業終了後の事業計画が明確かつ具体的か。
- ランニングコストの見通しや民間資金の活用など資金計画が明確かつ具体的か

(3) 推進体制の実効性

<基礎項目>

① 事業推進体制の実効性

- 事業推進体制における関係者の役割分担が明確にされているか。

② PDCA サイクルの確保

- 事業の進捗管理方法が整備されているとともに、外部からの評価・検証を事業の改善につなげるなど PDCA サイクルを円滑に進めるための仕組みが明確かつ具体的か。

【モデル性審査】

(1) データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保

<基礎項目>

① オープンなデータ連携基盤の構築

- デジタル庁の開発・提供するデータブローカー機能を採用するものであるか。
- または、同様の機能を有する既存のデータブローカー機能を活用するものであり、かつ、①当該データブローカー機能とアプリケーション間及びアプリケーション同士のいずれにおいてもデータ連携を可能にするオープン API を提供するもの、若しくは、②アプリケーション同士間におけるデータ連携を可能とするオープン API を通じ、複数の地域のデータ連携基盤間のデータ連携を実現するものであるか。
- パブリッククラウド上で、オープンソースによるデータ連携基盤を構築するものであるか。
- 内閣府「スマートシティ・リファレンス・アーキテクチャ」を遵守するものであるか。

② データモデルへの準拠

- データ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供する GIF 又はデータ連携のための標準（データモデル）に準拠しているか（例：FIWARE、OASC等）。
- データモデルに準拠したデータの提供が、事業期間終了後においても継続されるか。

③ オープンデータの提供

- 本事業に関し自治体の保有するデータは Linked Open Data (Linked RDF) によるオープンデータ提供がなされるものであるか。
- 当該対応が困難な場合、機械判読可能なオープンデータが提供されるものであるか。

<付加項目>

① データ連携基盤の資金的持続性の確保

- データ連携基盤自体が持続的に提供可能であるための構築・運用計画が明示されているか。

② データモデルに準拠するためのプロセスの明確性

- 既存データの変換方法や期間、新規データの設計方法など、データモデルに準拠するための具体的なプロセスが明確に示されているか。

(2) サービス設計等の適切性

<基礎項目>

① UI/UX の適切性

- 民間サービスと連携する等、適切な UI/UX が実現できる体制が構築されているか。

② サービス改善の適切性

- 利用者のニーズ等を踏まえてアジャイルにサービスを改善していくための体制が構築されているか。

③ プライバシーの確保

- 個人情報の適切な取扱いやプライバシーを確保するための具体的な取組が講じられているか。

④ セキュリティ対策の適切性

- 「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施するものであるか。

(3) データ連携による付加価値創出

<基礎項目>

① 創出される付加価値の大きさ

- 本事業で実装される、複数事業者によって提供される異なるサービス間において、データ連携を行うことにより創出される付加価値を示すことができるものであるか。

5. 審査

審査に当たっては、上記「2. 対象事業（申請要件）」及び「4. 評価の視点」に掲げる要件及び視点に関して総合評価を行う。

6. 実施計画

「デジタル実装タイプ TYPE2/3 実施計画」は、「実装計画」及び「運営計画」からなる。

① 実装計画

本交付金の交付期間内における「デジタル実装タイプ TYPE2/3 実施計画」を「実装計画」といい、その期間は当該事業年度末までである。

② 運営計画

本交付金の交付対象事業終了後における「デジタル実装タイプ TYPE2/3 実施計画」を「運営計画」といい、その期間は交付対象事業終了後2か年である。

「実装計画」については当該事業年度終了後、「運営計画」については1か年経過するごとに、取組状況や KPI の進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする。

7. 経費

① 対象経費

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、オープンなデータ連携基盤の上に、地域の個性を活かした複数の事業者による異なるサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援する。

事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- 実装事業の計画立案・修正等の経費
- 外部人材招聘経費（デジタル人材・チーム等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI、Well-Being 指標）に要する経費
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- 広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）
- マーケティング等経費 等

② 対象外経費

本交付金は、オープンなデータ連携基盤上に展開される複数の住民サービスの暮らしへの実装事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である。

また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールス等事業の実施に伴い職員随行が不可欠となる場合の随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴

- う国庫返納を要するもの)、基金積立金、出資金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（ただし、類似する国からの補助事業がある場合であっても、対象事業が明確に切り分けられている場合は対象にします）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

IV. その他

1. 採択後の交付申請の変更手続について

- (1) 「デジタル実装タイプ TYPE2/3 実施計画」（以下「実施計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。
- (2) ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。
- ① 経費の流用（経費項目間の組み換えであって、交付対象事業費（総額）の（※）以下もの）
 - ② 経費項目の追加（交付対象事業費（総額）の（※）以下のもの）
 - ③ 経費項目の削除（削除が実施計画に影響を与える可能性がないものに限る）
 - ④ 経費の減額
 - ⑤ KPI 追加・上方修正
 - ⑥ 文言その他記載内容の修正（修正が実施計画に影響を与える可能性がないもの）

（※）交付対象事業費（総額）によって経費の流用及び経費項目の追加の閾値を以下表のとおりとする。

交付対象事業費 （総額）	2 億円以下	2 億円超 4 億円以下	4 億円超 9 億円以下
閾値	2 割	1.5 割	1 割

- (3) (2) の場合にあっては、あらかじめ変更しようとする実施計画を報告するものとする。

2. 地方負担分に対する支援措置

本交付金の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業等の地方負担分）を充てることが可能である。詳細については「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和 3 年 12 月 27 日一部改正）」及び「事務連絡（令和 3 年 12 月 27 日）令和 3 年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」を参照のこと。

3. TYPE3 申請の TYPE2 への採択

TYPE3 で申請いただいたものについても、審査の結果等により TYPE2 として採択する可能性がある。

4. その他

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないよう、適正な執行に努める必要がある。

5. 問合せ先

■ 事前相談、申請書の提出

事前相談、申請書の提出は、以下に記載のデジタル庁、内閣府／内閣官房の両方にメールで送付すること。

■ 問合せ

問合せ内容に応じてデジタル庁、または、内閣府／内閣官房に問い合わせること。

<デジタル原則・共助要件、データ連携基盤、Well-being 指標等についての問合せ>

デジタル庁

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ TYPE 2 /3）担当

e-mail : dd-type2.3@digital.go.jp

電話 : 03-6872-6250

<申請手続、KPI 等についての問合せ>

内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）担当

e-mail : digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

電話 : 03-6257-3889

※不明な点等がある場合には、市町村は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、電話での問合せは受け付けておりません。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。